

鳥取県告示第646号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年11月18日から施行する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、<u>近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。</u>）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩美町道陸上中央線</td> <td>岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33-1地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>岩美町道七坂八峠線</td> <td>全線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 鳥取都市計画区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に該当する区域</p>	路線名	区 間	略		岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33-1地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで	岩美町道七坂八峠線	全線	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩美町道陸上中央線</td> <td>岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33-1地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 鳥取都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に該当する区域</p>	路線名	区 間	略		岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33-1地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで
路線名	区 間														
略															
岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33-1地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで														
岩美町道七坂八峠線	全線														
路線名	区 間														
略															
岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33-1地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで														

(2) 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道河原インター線	八頭郡八頭町船岡字孤塚下分 1861地先から鳥取市河原町高福 字長通り780地先まで
県道陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字下向山 1630-1地先から同大字東屋敷 1005-3地先まで
略	
北条町道北条北線	全線
琴浦町道浦安光好線	全線
略	

(4)～(6) 略

(2) 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道河原インター線	八頭郡八頭町船岡字孤塚下分 1861地先から鳥取市河原町高福 字長通り780地先まで
略	
北条町道北条北線	全線
略	

(4)～(6) 略